

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 訂正請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	(お) 訂正を求める箇所	(か) 訂正を求める内容	(き) 担当	(く) 訂正請求に係る保有個人情報	(け) 決定	(こ) 訂正を行わない理由	(さ) 審査請求日
1	平成30年度諮問受理第9号	平成31年1月25日 付け大北福第1197号	平成30年11月19日	北区と福祉局が合同で作成した「H30.7.25付公文書公開及び保有個人情報開示実施における説明について」	既に説明は尽くしていることについてお伝えしています。従いまして、これに関する件については、今後これ以上ご説明を差し上げることはありません。	いまだに核心部分の説明が成されておらず誠に申し訳ございません。今後はこれまでの対応を改め、誠意をもって迅速に対応し、根拠に基づく具体的説明を尽くします。	北区役所福祉課	北区と福祉局が合同で作成した「H30.7.25付公文書公開及び保有個人情報開示実施における説明について」	平成30年12月19日 付け大北福第1003号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行った公開請求に係る評価・判断を記載したものであり、個人情報保護条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	平成30年12月27日
2	平成30年度諮問受理第10号	平成31年1月25日 付け大福祉第3385号	平成30年11月19日	北区と福祉局が合同で作成した「H30.7.25付公文書公開及び保有個人情報開示実施における説明について」	既に説明は尽くしていることについてお伝えしています。従いまして、これに関する件については、今後これ以上ご説明を差し上げることはありません。	いまだに核心部分の説明が成されておらず誠に申し訳ございません。今後はこれまでの対応を改め、誠意をもって迅速に対応し、根拠に基づく具体的説明を尽くします。	福祉局心身障がい者リハビリテーションセンター相談課	北区と福祉局が合同で作成した「H30.7.25付公文書公開及び保有個人情報開示実施における説明について」	平成30年12月19日 付け大福祉第3009号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行った公開請求に係る評価・判断を記載したものであり、個人情報保護条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	平成30年12月27日
3	平成30年度諮問受理第11号	平成31年2月8日 付け大北福第1284号	平成30年12月3日	H30.11.19付大北福第879号・880号・881号公開請求却下決定通知書にある理由に該当するため。	…障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は…権利の濫用	…障がい認定審査について、北区・福祉局による虚偽・不正の説明に端を発する公開請求は、適正であり権利の濫用でない	北区役所福祉課	H30.11.19付大北福第879号・880号・881号公開請求却下決定通知書にある理由に該当するため。	平成30年12月28日 付け大北福第1046号 訂正不承認決定	本件請求者が訂正を求めている保有個人情報は、本件請求者が行った公開請求に係る評価・判断を記載したものであり、個人情報保護条例第28条第1項の「事実」には該当しないため	平成31年1月9日